

2018年12月18日

株式会社カネカ

IR・広報部

当社子会社の訴訟の決定(上告不受理決定)について

当社子会社カネカケンテック株式会社(以下「カネカケンテック」)及びカネカフォームプラスチックス株式会社(以下「カネカフォームプラスチックス」)は、EPS 工法において使用される発泡スチロールブロックの取引に関し、平成 24 年 9 月 24 日付けで公正取引委員会より受けた独占禁止法に基づく、カネカケンテックに対する排除措置命令及び課徴金納付命令、並びにカネカフォームプラスチックスに対する課徴金納付命令を不服として、審判請求、審決取消訴訟により公正取引委員会の判断を争って参りました。

平成 30 年 12 月 13 日、最高裁判所は、両社の上告を受理しない決定を下し、これにより排除措置命令及び課徴金納付命令が確定しました。

本決定を厳粛に受け止め、今後もコンプライアンス体制の強化に努めてまいります。

なお、両社は本件に関わる課徴金を平成 24 年に支払い済みであり、今後の業績に与える影響はございません。

以上